

資料 4

環境審議会とごみ減量推進委員会の 統合について



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

安城市環境基本条例 (第22条)

環境審議会

- 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項（廃棄物の減量等を含む）を調査審議する

- 委員は20人以内で組織

【所管計画】

- 第2次安城市環境基本計画
- 安城市ゼロカーボンシティ推進戦略

安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (第15条)

ごみ減量推進委員会

- ごみその他の廃棄物の減量化を推進するため、その排出抑制、資源化等の方策について調査審議する

- 委員は12人以内で組織

【所管計画】

- 安城市一般廃棄物処理基本計画



環境審議会とごみ減量推進委員会の統合について



【統合理由】

- 令和3年「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定、令和4年「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行などから廃棄物等の資源循環と他の環境施策の連携が重要となっている。
- 環境全般に関する施策を1つの審議会で審議する方が、より多角的で高度な審議が期待できるほか、審議の効率化も図ることができる。

⇒令和7年10月にごみ減量推進委員会を環境審議会に統合することとする

【統合後の所管計画】

- 第2次安城市環境基本計画
- 安城市ゼロカーボンシティ推進戦略
- 安城市一般廃棄物処理基本計画

